

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和8年)の概要

- 1 調査の内容等
- (1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等

イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

ウ 本年4月分の初任給の状況

エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- (2) 調査期間
- 4月22日(水)～6月16日(火)
- 2 調査機関
- 神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
- (1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 2,964事業所

イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)
- (2) 調査対象の抽出
- ア 標本事業所の抽出 (1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46層(うち横浜市15層、川崎市10層、相模原市7層、その他県内地域14層)に層化し、その中から無作為に抽出した621事業所(うち横浜市274事業所、川崎市 95事業所、相模原市64事業所、その他県内地域188事業所)の調査を行いました。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。

イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外しました。
- (3) 調査実人員
- 36,301人(うち初任給関係職種2,909人)です。
- (4) 集計
- 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模						
産 業	業 計	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
		事業所 499	事業所 118	事業所 100	事業所 87	事業所 194
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		20	3	4	3	10
製造業		192	32	37	40	83
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		108	29	26	12	41
卸売業、小売業		35	13	5	7	10
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		15	5	3	2	5
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		129	36	25	23	45

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が13所、調査不能の事業所が109所ありました。
- 2 調査対象事業所621所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所13所を除いた608所に占める調査完了事業所499所の割合(調査完了率)は、82.1%です。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職 段階	項 目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規 模 計	72.7	1.5	0.3	25.5
	500人以上	76.6	2.3	－	21.1
	100人以上 500人未満	66.8	0.3	0.7	32.2
課長級	規 模 計	59.9	2.1	0.3	37.8
	500人以上	60.4	2.3	－	37.4
	100人以上 500人未満	59.2	1.7	0.7	38.4

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職 段階		項 目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
				定期昇給額・率は昨年に比べて				
				増加	減少	変化なし		
係 員	規 模 計	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	93.7	93.7	36.5	6.9	50.3	－	6.3
	100人以上 500人未満	94.0	94.0	32.1	7.1	54.7	－	6.0
課長級	規 模 計	93.2	93.2	44.1	6.5	42.5	－	6.8
	500人以上	78.4	77.8	27.9	4.5	45.3	0.7	21.6
	100人以上 500人未満	74.4	74.4	21.9	4.1	48.4	－	25.6
		85.7	83.8	38.7	5.3	39.8	1.9	14.3

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支給 する 給与(A)	うち時間外 手 当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	50	53.8	796,210	2,381	793,829	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	35	53.3	887,244	515	886,729	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	1,196	53.2	769,949	2,349	767,600	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	892	52.4	797,901	3,852	794,049	同 上
	事 務 部 次 長	484	51.2	730,683	3,126	727,557	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	299	52.3	736,723	7,318	729,405	同 上
	事 務 課 長	2,357	49.0	661,945	21,613	640,332	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,166	49.0	659,460	10,438	649,022	同 上
	事 務 課 長 代理	780	48.6	622,391	34,772	587,619	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	622	47.6	638,624	47,497	591,127	同 上
	事 務 係 長	1,604	45.6	538,175	58,363	479,812	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,681	46.1	559,227	84,255	474,972	同 上
	事 務 主 任	1,784	43.1	500,711	57,988	442,723	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,994	41.8	543,667	76,768	466,899	同 上
	事 務 係 員	7,061	38.5	405,484	40,479	365,005	
	技 術 係 員	7,134	37.3	439,868	60,656	379,212	

注 1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があり、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

5 調査実人員が1人の場合、「x」としています(第10表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	44	54.0	816,871	2,602	814,269	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	29	53.7	910,592	622	909,970	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	877	53.2	790,515	1,550	788,965	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	726	52.6	822,420	2,286	820,134	同 上
	事 務 部 次 長	337	51.4	768,127	1,343	766,784	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	244	52.3	761,185	3,952	757,233	同 上
	事 務 課 長	1,788	48.8	685,855	19,893	665,962	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	1,749	49.1	676,084	9,705	666,379	同 上
	事 務 課 長 代理	650	49.1	644,578	36,473	608,105	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	554	47.6	654,196	46,566	607,630	同 上
	事 務 係 長	1,194	45.8	556,895	61,209	495,686	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,294	46.6	574,097	88,136	485,961	同 上
	事 務 主 任	1,267	43.3	528,434	60,958	467,476	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,477	41.6	564,340	79,682	484,658	同 上
事 務 係 員	5,132	38.7	414,260	41,374	372,886		
技 術 係 員	5,350	37.5	448,806	63,031	385,775		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	52.7	573,172	0	573,172	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	6	51.4	775,085	0	775,085	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	319	53.1	709,880	4,682	705,198	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	166	51.6	680,400	11,353	669,047	同 上
	事 務 部 次 長	147	50.8	633,662	7,746	625,916	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	55	52.0	618,211	23,623	594,588	同 上
	事 務 課 長	569	49.5	560,484	28,912	531,572	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	417	48.4	557,255	14,944	542,311	同 上
	事 務 課 長 代理	130	45.3	469,238	23,030	446,208	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	68	47.1	493,827	56,160	437,667	同 上
	事 務 係 長	410	44.9	454,963	45,715	409,248	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	387	43.7	483,586	64,511	419,075	同 上
	事 務 主 任	517	42.3	400,305	47,228	353,077	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	517	42.8	433,164	61,190	371,974	同 上	
事 務 係 員	1,929	37.8	367,226	36,581	330,645		
技 術 係 員	1,784	36.2	388,439	46,991	341,448		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支給 する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
海 事 関 係 職 種	船 長・機 関 長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
	甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副学長・学部長	22	58.5	924,049	0	924,049	
	大 学 教 授	87	58.9	786,443	0	786,443	
	大 学 准 教 授	82	51.2	670,359	0	670,359	
	大 学 講 師	32	50.2	582,576	0	582,576	
	大 学 助 教	58	34.1	609,905	96,117	513,788	
	高等学校校長	4	54.6	756,621	11,546	745,075	
	高等学校教頭	15	51.4	674,040	11,242	662,798	
	高等学校教諭	157	43.2	550,369	30,001	520,368	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	9	54.9	818,271	50	818,221	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	164	49.6	826,491	40,978	785,513	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	87	47.1	685,003	6,675	678,328	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	238	41.3	557,026	18,798	538,228	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	358	34.1	443,669	38,119	405,550	
	研 究 補 助 員	69	31.7	386,902	43,480	343,422	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	5	62.1	1,567,765	56,690	1,511,075	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	14	58.9	1,761,224	122,274	1,638,950	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	37	50.2	1,592,556	30,077	1,562,479	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	98	35.6	1,107,078	108,759	998,319	
	歯 科 医 師	9	46.6	669,279	32,402	636,877	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当(B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	人	歳	円	円	円	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	10	51.3	603,780	19,805	583,975	
	診療放射線技師	164	35.1	409,446	43,580	365,866	
	臨床検査技師	170	39.1	476,109	40,336	435,773	
	栄 養 士	174	42.0	475,704	34,875	440,829	
	理 学 療 法 士	109	34.7	365,186	24,324	340,862	
	作 業 療 法 士	177	30.4	348,653	21,972	326,681	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	総 看 護 師 長	120	30.7	343,438	21,358	322,080	
	看 護 師 長	38	52.6	595,774	6,730	589,044	
	看 護 師	202	45.7	527,293	49,800	477,493	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	474	36.6	447,116	32,618	414,498	
	准 看 護 師	61	48.2	375,017	30,271	344,746	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	x	x	x	x	x	
用 務 員	守 衛	4	48.9	413,175	89,504	323,671	
	用 務 員	4	47.3	319,789	23,877	295,912	

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種		学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満	
			調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均
事 務 ・ 技 術 関 係 者	新卒事務員	大 学 卒	人 825	円 251,699	人 697	円 254,572	人 128	円 238,476
		短 大 卒	55	224,410	42	224,005	13	226,356
		高 校 卒	90	205,484	46	212,346	44	200,228
	新卒技術者	大 学 卒	594	252,130	453	257,146	141	240,456
		短 大 卒	263	223,049	218	224,848	45	217,133
		高 校 卒	206	217,284	171	218,493	35	212,334
	新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	1,419	251,867	1,150	255,483	269	239,505
		短 大 卒	318	223,375	260	224,634	58	218,876
		高 校 卒	296	213,351	217	217,187	79	205,183
そ の 他	新卒研究員	大学院修士 課程修了	68	277,096	58	278,520	10	268,636
	準新卒看護師	養成所卒	177	227,670	164	227,540	13	229,250

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 令和8年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.5%を含む。）は、大学卒267,300円、短大卒250,425円、高校卒232,537円となっています。

第12表

初 任 給 の 改 定 状 況

学 歴 \ 企業規模		項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	%	%	%	%	%	
	500人以上	58.8	(74.0)	(26.0)	－	41.2	
	100人以上500人未満	78.1	(73.0)	(27.0)	－	21.9	
高 校 卒	規 模 計	51.2	(74.6)	(25.4)	－	48.8	
	500人以上	17.1	(82.3)	(17.7)	－	82.9	
	100人以上500人未満	23.1	(64.9)	(35.1)	－	76.9	
		14.7	(93.3)	(6.7)	－	85.3	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表 住 宅 手 当 の 支 給 状 況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	65.0%
支 給 し な い	35.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

第14表 国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	%	%	
83.0	67.0	60.3	17.0

- 注 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含みません。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合です(複数回答)。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	%
78.5	(7.2)	(65.3)	(5.8)	(10.7)	(11.0)	15.2	21.5

- 注 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合です。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合です。

第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
57.4	42.6	51.2	48.8	49.9	50.1

第16表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	60歳	61歳以上	
100.0	81.6	18.4	-

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

第17表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の
役職段階別平均給与月額

役 職 段 階	公 務	民 間
副主幹級・グループリーダー級	37.3	41.5
主 査 級	32.8	35.4
主任主事級以下	26.9	29.6

注 1 「再任用職員」とは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員をいいます。

2 「公務」は、令和8年職員給与等実態調査によります。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のものです(令和8年4月時点)。「副主幹級・グループリーダー級」は5・6級、「主査級」は4級、「主任主事級以下」は3級以下が適用される職員です。

3 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額(令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均)です。「副主幹級・グループリーダー級」は同調査における課長代理級、「主査級」は同調査における係長級、「主任主事級以下」は同調査における係員級及び主任級です。